日本放送協会のインターネット活用業務実施基準 の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

令和元年 5 月 29 日に成立した「放送法の一部を改正する法律」「(令和元年法律第 23 号。以下「改正法」という。)により、日本放送協会(以下「協会」という。)が放送法(昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。)第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務(以下「インターネット活用業務」という。)として、テレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組を、一日を通じて連続的に、放送と同時に提供することが可能となった。

総務省は、改正法を受けて、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。)を改正し、法第20条第9項に基づき協会が総務大臣の認可を受けて策定することとされているインターネット活用業務の実施基準(以下「実施基準」という。)の記載事項等を定めるとともに、実施基準の審査項目等を定める「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を整備した。

同年 10 月 15 日、協会から、インターネット活用業務として常時同時配信を含む新たな業務を実施すること及びそのためにインターネット活用業務の実施に要する費用の上限を変更すること等を内容とする実施基準の変更について認可申請があった²。

同年11月8日、総務省として、「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)を公表し、協会に対して基本的考え方について検討要請を行うとともに、基本的考え方について意見募集(以下「総務省意見募集」という。)を行った。

同年12月23日、総務省は、総務省意見募集に寄せられた意見及び上記検討要請に対する協会からの検討結果の回答³(以下「協会回答」という。)に対する考え方を公表し、同年12月24日、協会から、実施基準の変更の修正申請があった。

以下は、当該修正申請に係る実施基準の変更(以下「本案」という。)について、ガイドラインに定める審査項目に照らして検討を行い、総務省の考え方を示したものである。

¹ 令和2年1月1日施行

² 協会においては、本案の策定に当たり、国民・視聴者から意見募集を実施し、合計 112 件の意見が寄せられた。

³ 令和元年 12 月8日提出

Ⅱ 申請の概要

本案は、インターネット活用業務を「2号受信料財源業務」「2号有料業務」「3号受信料財源業務」「3号有料業務」の4類型に分け⁴、業務の内容、実施方法等を定めたものである。 本案においては、現行の実施基準に加え、新たに

- ア 2号受信料財源業務として総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の地上テレビ常時同時配信(以下「常時同時配信」という。)及びそれと一体として提供される地上テレビ見逃し番組配信(以下「見逃し配信」という。)の提供を開始すること
- イ 2号受信料財源業務として「放送法上の努力義務に係る取組」「ユニバーサル・サービスへの取組」「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」を実施すること
- ウ 2号有料業務で提供されてきた「見逃し番組サービス」及び「過去番組サービス」⁵を 統合すること
- エ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」については、「受信料収入の 2.5%」 とする費用の上限とは別に実施予定額を定めて実施すること
- オ 会長の諮問機関であるインターネット活用業務審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)については、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を委員として選定することとし、毎年度の実施計画の策定及び実施状況の評価等に当たり、公共放送としての協会が行う業務としての適切性を確保する観点から見解を求めること

2号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送に該当するものを除く。) (法第 20 条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの

2号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送に該当するもの及び協会の テレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用 に供する業務を除く。)(法第 20 条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以 外のもの

3号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて、一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供する業務(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。)(法第 20 条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの

3号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供する業務(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。)(法第20条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

⁴ 本案における各業務の定義については、以下のとおりである。また、以下特段のことわりがない限り、本文中の文言の定義は本案に準ずることとする。

⁵「見逃し番組サービス」とは、放送終了後の放送番組を、1~3週間程度のあらかじめ定めた期間有料で配信するサービス。「過去番組サービス」とは、見逃し番組サービスよりも過去に放送された既放送番組等を一定期間又は期間を定めずに配信するサービス。

- カ 競合事業者等からの意見・苦情等の受付方法及び検討に当たっての考え方を定め、公表すること
- キ インターネット活用業務に係る区分経理の実施について、施行規則の改正を踏まえ、常時同時配信及び見逃し配信(以下「常時同時配信等」という。)に係る業務の実施に要する費用を他の業務の実施に要する費用とは区分して整理すること

等を定めたものとなっている。

Ⅲ 現時点における総務省の考え方

(i)基本的な考え方

本案の検討に当たっては、改正法を踏まえ、同年9月6日に改定したガイドラインにおける 審査項目に照らして検討し、現時点における総務省の考え方を整理した。

なお、検討に当たっては、協会回答及び総務省意見募集の結果も参考としている。

(ii)検討

1. 法第 15 条の目的達成に資すること (法第 20 条第 10 項第 1 号関係)

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

本案第4条においては、インターネット活用業務全体の目的について、現行の実施基準と同様に、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施するとしている。

2号受信料財源業務について、常時同時配信は、改正法により協会の業務として新たに可能となったものであり、本案第4条においては、インターネット活用業務は法第15条の目的を達成するために実施することとされていることから、公共放送としての協会が行うものとして適切であると認められる。

また、常時同時配信と一体として提供される見逃し配信については、視聴環境の変化に応じて、様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者のニーズに対応するものであることや、民間放送事業者による無料の見逃し番組配信が一定程度定着していること、インターネットの高度化・多様化により視聴環境が変化していること等を踏まえれば、公共放送としての協会が行うものとして適切であると認められる。

本案において新たに実施することとしているその他の業務について、「放送法上の努力 義務に係る取組」は法第 20 条第 14 項に基づいて、地方向け放送番組の提供及び民間放送 事業者との連携・協調を進めるものであること、「ユニバーサル・サービスへの取組」は 視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人に向けた字幕、解説音声及び手話の提供に より、共生社会の実現に貢献するものであること、「オリンピック・パラリンピック東京 大会に係る取組」は我が国で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視 聴者・国民の期待に応えるものであり一定の社会的意義が認められることから、いずれも 協会が行うものとして適切であると認められる。

2号有料業務については、見逃し配信の開始に伴いサービスの統合を行うこととなるが、 全体として提供サービスに変更があるわけではなく、引き続き受信料で制作した協会の豊 富な映像資源を視聴者の求めに応じて提供するものであり、公共放送として協会が行うものとして適切であると認められる。

3号受信料財源業務及び3号有料業務については、軽微な変更を除き、現行の実施基準と同一の内容であり、これらの業務については、公共放送として協会が行うものとして引き続き適切であると認められる。

また、本案第9条第3項においては、インターネット活用業務全体について、毎年度の 実施計画の策定及び実施状況の評価に際して、審査・評価委員会に、公共放送の業務とし ての適切性を確保する観点から見解を求め、尊重することを新たに定めており、公共放送 としての協会が行う業務としての適切性を検証する仕組みが設けられている。

さらに、法第83条第1項が協会による広告放送を禁止している趣旨を没却しないこと について、本案においては、現行の実施基準と同様に

- ア 2号受信料財源業務及び2号有料業務について、他人の営業に関する広告を行わない(第6条)
- イ 3号受信料財源業務及び3号有料業務について、利用者に協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては、当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるときは、放送番組等を提供しない(第31条第3項第四号、第35条第3項第四号)
- こととされており、適切な内容であると認められる。

以上を踏まえれば、本案において定められる業務は、法第 15 条に規定する公共放送としての協会の目的に照らして適切であると認められる。

ただし、協会の業務に要する費用は国民・視聴者が負担する受信料により賄われていることや、協会には放送サービス向上のために先導的な役割が求められていることから、インターネット活用業務の実施により得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業者に対して、知見等の共有を行うことが望ましい。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

個別の業務について、以下のとおり検討を行った。

①2号受信料財源業務

本業務については、業務の実施に要する費用も重要な検討要素となるため、審査項目 4 「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」と併せ、別紙 1 において考え方を示すこととする。

②2号有料業務

本業務については、常時同時配信等の開始に伴い、「見逃し番組サービス」と「過去番組サービス」が統合されることとなるが、本案においては、

- ア 利用料金を定め、変更するに当たっては、一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすることとされていること(第23条第3項第三号)
- イ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置については、同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであることとされていること(第23条第6項第二号)

から、引き続き本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。

③3号受信料財源業務及び3号有料業務

本業務については、現行の実施基準の枠組みの変更を行うものではなく、引き続き市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。

このほか、本案においては、インターネット活用業務全体について、現行の実施基準と 同様に

ア 競合事業者からの意見・苦情等について、これを受け付け、適切かつ速やかに対応 するとされていること (第39条第1項)

を定めていることに加え、新たに

- イ 審査・評価委員会の委員の委嘱に当たり、市場競争の評価等に関する知見を有し、 客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定すること(第9条第2項)
- ウ 毎年度の実施計画の策定及び実施状況の評価に当たり、審査・評価委員会に市場競争への影響等の観点から見解を求め、これを尊重することとしていること(第9条第3項)
- エ 審査・評価委員会が必要と認めるときは、競合事業者及び外部事業者に意見を求めることができること(第9条第4項)

を定めていることから適切であると認められる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

現行の実施基準においては、2号業務の一部を外部事業者に委託する場合について、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱うこと等を禁止しているところ、本案第37条第3項においては、3号業務の一部を外部事業者に委託する場合についても、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱わないこと等を定めており、適切であると認められる。

(4)外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

本案においては、現行の実施基準と同様に、

ア インターネット活用業務に関して、競合事業者等から意見・苦情等が寄せられたと

きは、適切かつ速やかにこれを受け付け対応すること(第39条第1項)

イ 上記アの意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に検討を求め、その 結果を尊重して必要な措置を講ずること(第39条第2項)

としていることに加え、新たに

ウ 審査・評価委員会が必要と認めるときは、競合事業者及び外部事業者に意見を求めることができること(第9条第4項)

等を定めており、適切であると認められる。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

本審査項目は、法第 20 条第 14 項の規定を受けて、新たにガイドラインで定められた項目である。

本案第 10 条第 2 項においては、ガイドラインに定められた「地方向けの放送番組の配信の計画」等について明確に示されていないものの、地方向けの放送番組の提供に関する取組として、地方向け放送番組の提供に向けた設備整備の具体的な内容については、実施計画において明らかにすることとしているほか、本案附則第 3 条において、令和 3 年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取組については、令和 2 年度中にその計画を明らかにするとされていることを踏まえれば、不適当とまでは認められない。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

本審査項目は、法第 20 条第 14 項の規定を受けて、新たにガイドラインで定められた項目である。

本案第 10 条第 1 項においては、2 号受信料財源業務及び 2 号有料業務の実施に当たっては、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めることとし、その具体的な業務の内容については、実施計画において各年度の事業計画を明らかにすることとされている。

各年度の実施計画の検討に当たっては、民間放送事業者との協議を通じて具体化していくことが必要であり、そのため、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けることが求められる。

また、協会が実施した意見募集において、民間放送事業者から、インターネット配信に 関する著作権処理に関し、連携・協調を進める観点から、十分な情報共有を行うことが要 望されていることを踏まえ、適切に対応することが期待される。

(7) 営利を目的とする業務でないこと

法第20条第4項の規定に基づき、ガイドラインにおいては、有料業務について、営利

を目的としないことが必要と定めているところ、本案第 43 条においては、現行の実施基準と同様に、2号有料業務及び3号有料業務の実施に当たっては、単年度又は複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定することと定められており、引き続き適切であると認められる。

(8) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

ガイドラインにおいては、有料業務について、営業活動が適切な方法により行われるものであることを定めている。

本案においては、現行の実施基準と同様に、

ア 2号有料業務について、受信料の契約・収納活動と一体として契約の取次ぎを行わないこと(第27条)

イ 3号有料業務に係る営業活動について、協会の公共放送としての品位と信頼を損な うことのないよう、公正かつ適正な方法により行うこと(第34条第4項) が定められており、引き続き適切であると認められる。

- 2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること (法第 20 条第 10 項第 2 号関係)
 - (1)業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

本案に定められている内容について、ガイドラインに照らして検討を行った結果は以下のとおりである。

A)業務の種類

本案においては、2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別が定められており、適切であると認められる。

また、ガイドラインにおいては、2号業務は「放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること」であり、協会が放送番組等を一般の利用者に対して提供する主体であることから、業務の実施方法として以下の①及び②が適正かつ明確に定められていることを求めている。

- ①協会と外部事業者との契約において、一般の利用者に提供する放送番組等及び当該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを明確にするとともに、両者の責任の分界を明確にすること
- ②利用者に対し、協会が放送番組等の提供主体であり、放送番組等の提供について協会が定める料金その他の提供条件が適用されることを明らかにすること

この点につき、本案第37条第1項においては、2号業務・3号業務の別に関わらず、委託等によりインターネット活用業務の一部を外部事業者に担わせる場合には、協会と当該外部事業者との責任の分界を明確にするとしているほか、

- ア 2号受信料財源業務について、他の事業者のウェブサイト又はアプリケーションを通じて放送番組等の提供を行う場合には、当該他の事業者との契約により利用者に提供する放送番組等及び当該放送番組等の提供に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組等の提供について協会が定める提供条件及び実施方法が適用されることを明示するとしていること(第14条第2項)
- イ 2号有料業務について、プラットフォーム経由型によりサービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者との契約により、サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、放送番組等の提供について協会が定める料金その他の提供条件及び実施方法が適用されることを明示するとしていること(第22条第2項)

から、2号業務について上の①及び②が適切に定められていると認められる。

B)業務の内容

本案においては、現行の実施基準と同様に、

- ア 提供する情報の内容について、放送番組のみ又は放送番組に対する理解の増進 に資する情報(以下「理解増進情報⁶」という。)のみを提供する場合はそれが記 載されており、両方提供する場合は「放送番組等」と記載されていること
- イ 放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別が記載されていること (第13条第1項第一号、第21条第1項、第29条第1項、第33条第1項)
- ウ 国内放送/国際放送の別及びテレビ放送/ラジオ放送の別について、特にこと わりのない場合、国内基幹放送、国際放送及び協会国際衛星放送におけるテレビ ジョン及びラジオの放送番組を含むこととされており、特定の放送の放送番組の みを提供する場合はそれが記載されていること(第3条等)

から、引き続き適切であると認められる。

C)業務の実施方法

業務の実施方法については、ガイドラインにおいて新たに以下の①~⑯の項目を、 各業務について定めることを求めているところ、以下のとおり検討を行った。

① サービスの提供期間及び時間に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第14条第3項	提供する放送番組等に応じて提供期間及び
	及び附則第 2	時間を定めている。
	条	
2号有料業務	第 22 条第 3 項	放送番組等の提供は、個々の放送番組又は
		理解増進情報ごとに、一定期間又は期間を
		定めずに行うこととしている。
3号受信料財源業務	第 30 条第 2 項	放送番組等の提供は、3号対象事業者と合
		意した期間及び時間により行うこととして
3号有料業務	第 34 条第 3 項	いる。

⁶ 理解増進情報は、「協会が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」とされており、具体的には、次のいずれかに該当するものに限られることとしている。

一 放送番組を周知・広報するもの

二 放送番組等を再編集したもの

三 放送番組の内容を解説・補足するもの

四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

五 協会が放送した放送番組(以下「既放送番組」という。)の一部を編集したものまたは 当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

② サービスの提供区域に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第14条第4項	提供する放送番組等に応じて提供対象地域
		を定めている。
2号有料業務	第 22 条第 4 項	提供対象地域を日本国内としている。
3号受信料財源業務	第 31 条第 4 項	サービスの提供対象地域は、3号対象事業
		者と合意したところによることとしてい
		る。
3号有料業務	第 35 条第 4 項	サービスの提供対象地域は、3号対象事業
	第一号	者と合意したところによることとしてい
		る。

③ 災害その他の事由により電気通信設備に障害が生じた場合のサービスの提供に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 20 条第 2 項	利用規約の中で、2号受信料財源業務に係
		るサービスの用に供している電気通信設備
		にサービスの実施を不可能とする不具合が
		生じた場合等に協会が当該サービスの提供
		を中断することがあることを明示すること
		としている。
2号有料業務	第 25 条第五号	利用規約の中で、NHKオンデマンドサー
		ビスの用に供している電気通信設備に当該
		サービスの実施を不可能とする不具合が生
		じた場合等に、当該サービスの提供を中断
		することがあることを利用規約に定めるこ
		ととしている。
3号受信料財源業務	第 31 条第 4 項	明記はされていないが、3号事業者への放
3号有料業務	第 35 条第 5 項	送番組等の提供に当たって締結する提供契
り万円科未物	50 米第 0 項	約において定められるものと考えられる。

④ 画質・音質その他の品質に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第14条第5項	画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利
		用できる方法で行うことを原則とし、合理
2号有料業務	第 22 条第 5 項	的な理由なく対象を限定することのないよ
		う努めることとしている。

3号受信料財源業務	第 31 条第 4 項	3号事業者が実施するサービスの画質・音
		質等の諸条件を総合的に考慮して当該3号
		事業者への放送番組等の提供可否を判断す
		ることとしている。
3号有料業務	第 35 条第 4 項	3号事業者が実施するサービスの画質・音
	第一号	質等の条件に照らして広く一般の利用者に
		よる放送番組等の活用機会の拡大に資する
		か否かという観点も含めて当該3号事業者
		への放送番組等の提供可否を判断すること
		としている。

⑤ 対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 14 条第 5 項	端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、
		広く一般に利用できる方法で行うことを原
		則とし、合理的な理由なく対象を限定する
		ことのないよう努め、端末機器及びソフト
		ウェアの条件については、協会のウェブサ
		イトに掲載して公表することに加え、他の
		事業者のウェブサイト又はアプリケーショ
		ンを通じて放送番組等の提供を行う場合に
		は、当該他の事業者により公表されるよう
		にすることとしている。
2号有料業務	第 22 条第 5 項	端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、
		広く一般に利用できる方法で行うことを原
		則とし、合理的な理由なく対象を限定する
		ことのないよう努め、端末機器及びソフト
		ウェアの条件については、協会のウェブサ
		イトに掲載して公表することに加え、プラ
		ットフォーム経由型によりサービスの提供
		を行う場合には、プラットフォーム事業者
		により公表されるようにすることとしてい
		る。
3号受信料財源業務	第 31 条第 4 項	3号事業者が実施するサービスの端末機
		器、ソフトウェア等の諸条件を総合的に考
		慮して当該3号事業者への放送番組等の提

		供可否を判断することとしている。
3号有料業務	第 35 条第 4 項	3号事業者が実施するサービスの端末機
	第一号	器、ソフトウェア等の条件に照らして広く
		一般の利用者による放送番組等の活用機会
		の拡大に資するか否かという観点も含めて
		当該3号事業者への放送番組等の提供可否
		を判断することとしている。

⑥ 受信契約者にとって不公平にならないための2号受信料財源業務に関する提供 条件を適切に適用するための措置に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 15 条	常時同時配信等業務の実施に当たっては、
		受信料制度を毀損することのないよう、利
		用者に対するIDによる受信契約確認等の
		措置を講ずることとしている。

⑦ 地方向けの放送番組の提供に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第10条及び附	地方向けの放送番組を提供するよう努める
2号有料業務	則第3条	こととし、その提供に向けた設備整備の内
		容については、実施計画において各事業年
		度の計画を明らかにすることとしており、
		令和3年度以降の取組については、令和2
		年度中にその計画を明らかにすることとし
		ている。

⑧ 他の放送事業者との協力に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 10 条	他の放送事業者との連携・協調を深める観
2号有料業務		点から、他の放送事業者が行う当該業務に
		相当する業務の円滑な実施に協力するよう
		努めることとし、その具体的な内容につい
		ては実施計画において各事業年度の計画を
		明らかにすることとしている。

⑨ 協会と外部事業者及び協会と利用者の関係に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 14 条第 2 項	放送番組等の提供を、他の事業者のウェブ
		サイトまたはアプリケーションを通じて行
		う場合には、当該他の事業者との契約によ
		り、利用者に提供する放送番組等及び当該
		放送番組等の提供に関する提供条件を協会
		が決定することを確保するとともに、利用
		者に対し、協会が提供主体であり当該放送
		番組等の提供について協会が定める提供条
		件及び実施方法が適用されることを明示す
		こととしている。
2号有料業務	第 22 条第 2 項	プラットフォーム経由型によりサービスの
		提供を行う場合には、当該プラットフォー
		ム事業者との契約により、サービスの提供
		に関する料金その他の提供条件を協会が決
		定することを確保するとともに、利用者に
		対し、協会が提供主体であり、放送番組等の
		提供について協会が定める料金その他の提
		供条件及び実施方法が適用されることを明
		示することとしている。

⑪ 外部事業者に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 37 条第 1 項	委託等によりインターネット活用業務の一部を
2号有料業務	及び第3項	外部の事業者に担わせる場合には、当該外部事
3号受信料財源業務		業者との契約により、協会と当該外部事業者と
3号有料業務		の責任の分界を明確にすることに加え、特定の
		外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外
		部事業者の業務に対して不当な義務を課したり
		するような行為を行わないこととしている。

⑪ 3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
3号受信料財源業務	第 31 条第 3 項	3号対象事業者における放送番組等の使用
		の目的・態様が協会の性格、使命、ブランド
		を損なうおそれがあるとき等、放送番組等

		,
		を提供するにふさわしくないと認める場合
		に、当該提供を行わないこととしている。
3号有料業務	第 35 条第 3 項	3号対象事業者における放送番組等の使用
	及び第4項	の目的・態様が協会の性格、使命、ブランド
		を損なうおそれがあるとき等、放送番組等
		を提供するにふさわしくないと認める場合
		に、当該提供を行わないこととしている。ま
		た、放送番組等を提供するにふさわしくな
		いと認める場合に該当しないときは、広く
		一般の利用者による放送番組等の活用機会
		の拡大に資するか否か、提供に要する費用
		を賄うのに足る提供料収入があるか否か等
		の観点を総合的に考慮して当該提供の可否
		を判断することとしている。

① インターネット活用業務の実施に関する組織・設備等に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 38 条	インターネット活用業務は、その適切な実
2号有料業務		施のために必要な実施体制及び設備を整備
3号受信料財源業務		して行うこととしている。
3号有料業務		

③ 個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 36 条第 1 項	放送番組等の提供に当たって利用者に関す
		る個人情報等を取得する場合には、個人情
		報の保護に関する法律をはじめとする個人
		情報等に関する法令、関連する認定個人情
		報保護団体が定める指針、「NHK個人情報
		保護方針」、「NHK個人情報保護規程」そ
		の他の確立された規範を遵守し、個人情報
		等の適正な利用、適切な安全管理等に必要
		な措置を講ずることとしている。
2号有料業務	第 36 条第 1 項	放送番組等の提供に当たって利用者に関す
	及び第2項	る個人情報等を取得する場合には、個人情
		報の保護に関する法律をはじめとする個人
		情報等に関する法令、関連する認定個人情

報保護団体が定める指針、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずることとし、プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関する個人情報等を取得する場合には、当該プラットフォーム事業者が同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定めることとしている。

④ 協会が放送した又は放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送 した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報の提供が法定の範囲 内で実施されることを確保することに関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第2条第三号、	放送番組等の定義を、協会が放送したまた
	第 5 条及び第	は放送する放送番組及び当該放送番組に係
	13 条第 3 項	る理解増進情報としている。
		また、理解増進情報は、「放送番組を周知・
		広報するもの」「放送番組等を再編集したも
		の」「放送番組の内容を解説・補足するもの」
		「放送番組のために収集した情報であって
		災害等の予防や被害の軽減に資するもの」
		「協会が放送した放送番組の一部を編集し
		たものまたは当該放送番組のために収集し
		た資料であって創作用素材として提供する
		もの」「その他放送番組の視聴に関して参考
		となるべき情報」の6類型に限る旨を明確
		に定めていることに加え、理解増進情報の
		提供に当たっては、特定の放送番組との対
		応関係を確認し、その関係を少なくとも3
		か月に一度協会のウェブサイトに掲載して
		公表することとしている。

2号有料業務	第2条第三号、 第5条及び第 21条第3項	放送番組等の定義を、協会が放送したまた は放送する放送番組及び当該放送番組に係 る理解増進情報としている。
	Mr. 0. 67 Mr. — 17	また、理解増進情報は、「放送番組を周知・ 広報するもの」「放送番組等を再編集したも の」「放送番組の内容を解説・補足するもの」
3号受信料財源業務	第2条第三号、 第5条及び第 29条第2項	「放送番組のために収集した情報であって 災害等の予防や被害の軽減に資するもの」 「協会が放送した放送番組の一部を編集し たものまたは当該放送番組のために収集し
3号有料業務	第2条第三号、 第5条及び第 33条第2項	た資料であって創作用素材として提供するもの」「その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報」の6類型に限る旨を明確に定めていることに加え、理解増進情報を提供するに当たっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行うこととしている。

⑤ 周知・広報活動に関する事項

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第5条第一号	理解増進情報の類型の一つとして、「放送番
3号受信料財源業務		組を周知・広報するもの」を位置づけてお
3号有料業務		り、周知・広報活動において理解増進情報を
		提供することがあるとされている。
2号有料業務	第 5 条第一号	理解増進情報の類型の一つとして、「放送番
	及び第 28 条	組を周知・広報するもの」を位置づけた上
		で、サービスの周知・広報は、協会の公共放
		送としての品位と信頼を確保するととも
		に、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務
		の目的に資するよう、実施することとして
		いる。

16 その他 (ドメイン名に関する事項等)

業務の種類	記載箇所	記載内容
2号受信料財源業務	第 14 条【注 4】	協会のウェブサイトのドメインとして、
		nhk. or. jp、nhk. jp などがある旨を記載して
		いる。

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

A)放送番組

本案においては、業務の対象として、「放送予定番組」「放送中番組」「既放送番組」が記載されており、いずれも法に規定する放送番組に該当するものと認められる。

B)理解增進情報

本案第5条においては、

- ア 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限ること
- イ 理解増進情報の提供対象として、「放送番組を周知・広報するもの」「放送番組等を再編集したもの」「放送番組の内容を解説・補足するもの」「放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの」「既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの」「その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報」の6類型とすること

が記載されており、適切であると認められる。

なお、理解増進情報については、特定の放送番組との関連性を担保するため、現行の 実施基準においては、

- ア 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供に当たって、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載すること
- イ 2号受信料財源業務以外の業務については、理解増進情報の提供に当たって、関連している特定の放送番組を示して行うこと

としているところ、本案においては、

- ア 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供に当たって、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度協会のウェブサイトに掲載して公表すること(第13条第3項)
- イ 2号受信料財源業務以外の業務については、理解増進情報を提供するに当たっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行うこと(第21条第3項、第29条第2項、第33条第2項)

との措置を講ずるものとされている。

3.業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する 事項が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規 定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている 趣旨に照らして、不適切なものでないこと(法第20条第10項第3号関係)

ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、 内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の 国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ 等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴 できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨と の整合がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであ るとしている。

本案においては、インターネット活用業務の実施に当たっての基本原則として、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないこと(第4条第2項)とした上で、具体的に講ずる措置については、業務ごとに定めている。

本審査項目に関して、現行の実施基準からの変更があるのは、2号受信料財源業務のうち、常時同時配信等に係る業務のみであることから、当該業務について以下で検討することとする。

(1)協会の国内テレビ放送との関係

本案第14条第3項において、常時同時配信においては一日24時間(放送休止時間を除く)、令和元年度においては17時間程度、協会の放送番組を放送と同時にインターネット上で配信するものであり、これらの業務は協会の国内テレビ放送と同等又はこれに準ずるものであると認められる。また、見逃し配信についても、協会の既放送番組を放送終了後、放送日の翌日から起算して最大7日間提供するものであり、協会の国内テレビ放送に準ずるものと認められる。

(2)協会が講じる措置の内容及び適切性

常時同時配信の実施に当たっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、放送中番組を提供しているウェブサイト又はアプリケーションの画面上に、協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージ(以下「メッセージ」という。)を、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示することとしている。協会に対して当該情報を提供して利用申込みを行った者には、IDを付与して、メッセージを消去の上、見逃し配信を利用可能とするとともに、IDは自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができることとしている。

ただし、IDを付与した後、当該者と協会が受信契約を締結している事実を確認で

きない場合や定められた範囲を超えて不正に I Dを利用させる等、利用規約に違反する利用が判明し、受信料制度を毀損するおそれが認められる場合等には、常時同時配信の画面上にメッセージを表示するとともに見逃し配信を利用できない状態に戻すことがあるとしている。協会が講じるこれらの措置により、協会と受信契約を締結している事実が確認できた者が常時同時配信等を継続的に利用可能となり、受信料制度の趣旨との整合がとられていることから、不適切なものでないと認められる。

また、本案においては、

- ① 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供する場合に、画面上にメッセージを表示せずに同時配信を提供する措置(以下「メッセージ非表示措置」という。)を講ずること(第15条第3項)
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京オリパラ大会」という。)の競技中継番組及び関連番組の同時配信に当たっては、メッセージ非表示措置を講ずること(附則第4条第6項)

としているが、①については、現行の実施基準における災害時等の同時配信と同様であり、引き続き適切であると認められる。

②については、東京オリパラ大会の競技中継及び関連番組についてメッセージ非表示措置を講ずることは、国民・視聴者や東京オリパラ大会期間中の訪日外国人の期待に応える措置として一定の社会的意義が認められること及び東京オリパラ大会の競技中継番組及び関連番組に限定されるものであることを踏まえれば、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとはいえない。

ただし、総務省意見募集において、東京オリパラ大会のような国民・視聴者の関心が極めて高い放送番組についてメッセージ非表示措置等を無制限に行えば、受信料の公平負担が揺らぐとともに、市場競争が阻害されるとの懸念が民間放送事業者等から示されていることも踏まえ、メッセージ非表示措置を講じる関連番組の範囲については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすることが求められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと (法第20条第10項第4号関係)

(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

①2号受信料財源業務

審査項目1(2)とあわせ、別紙1において考え方を示す。

②3号受信料財源業務

本業務は、「災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合」、「国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合」及び「その他特に公益上の意義があると認める場合」に限定されている。

過去4年度において、本業務を実施した実績はあるものの、費用は発生していない。 しかしながら、今後本業務を実施するに当たっては、費用が発生する可能性も否定でき ないことから、費用上限の最小単位として費用の上限を1億円とすることには、一定の 合理性があると認められる。

(2) インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切 な規模であること

別紙1で示したとおり、2号受信料財源業務の費用の上限については、適正かつ明確に定められており、また、市場の競争を及ぼすおそれも低いものと認められる。

また、2号有料業務についても、その累積収支の赤字が解消されない場合には、実質的にその赤字は受信料財源によって賄われることとなるため、本審査項目において考慮する必要があるが、別紙2で示したとおり、一時的に累積収支の赤字は拡大するものの、令和5年度には単年度の収支が相償となる見通しが示されており、その後は2号有料業務の累積収支の改善を目指すとされていることを踏まえれば、その費用が直ちに著しく過大なものとなるとは認められない。

以上を踏まえれば、インターネット活用業務全体の費用規模について過大な費用を要するものとはならない措置が講じられているものと考えられる。

ただし、本案第 17 条第 3 項においては、想定を大きく超える利用者の増加等により配信費用等が増大した場合、費用の上限を超過することがある旨規定されているところ、費用の上限を設定している趣旨を没却することがないよう、附則第 2 条第 2 項に基づく令和 2 年 4 月 1 日からの同時配信の提供時間等の設定に当たっては、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ行うことが求められる。

また、本案に基づき新たなインターネット活用業務を実施することにより、受信料収入の 2.4%となっている令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲を超えるこ

ととなる場合、利用者の増加等が見込まれる令和2年度には受信料収入の2.5%となる費用の上限を維持することが困難となるおそれがあることから、令和元年度中の放送番組の提供は、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施することが求められる。

このほか、本案第17条第2項においては、費用について、「抑制的な管理に努める」とされており、これを具体的な取組とするため、協会回答においても「費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家などの外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す」とされているところ、インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することが求められる。

5. 2号業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと(法第 20条第 10項第 5号関係)

A) 2号受信料財源業務

本案においては、現行の実施基準と同様に、

- ア 放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を 含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を 限定することのないよう努めるとともに、端末機器及びソフトウェアの条件につい ては、協会ウェブサイトに掲載して公表すること(第14条第5項)
- イ サービス利用の際の操作方法及び画面表示については、広く利用者に分かりやす く利便性が高いものとなるよう維持改善に努めること(第19条)

とされており、引き続き適切であると認められる。

なお、本案においては、画面上に受信契約確認のメッセージを表示し、協会と受信契約を締結した者に対してのみ常時同時配信等を提供する措置を講ずることとしているが、当該措置は、受信料制度の趣旨との整合をとるためのものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、現行の実施基準と同様に、

- ア 2号有料業務に係るサービスについて、利用希望者との契約締結を正当な理由な く拒まないこと(第23条第7項)
- イ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置及びサービスの一部を割引料金又は無料で利用できる利用権を付与する措置については、利用者間の公平を不当に歪めないこと(第23条第6項第一号)

とされているほか、現行の実施基準に加えて、新たに

ウ サービス利用に係る操作方法及び画面表示については、広く利用者にわかりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努め、プラットフォーム経由型によりサービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努めること(第24条)

とされており、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

6. 2号業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと (法第 20 条第 10 項 第 6 号関係)

(1) サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、利用者に対価を求めることなく実施することとする等、サービスの利用条件等に対する考え方が明確に示されており(インターネット活用業務の実施に当たって、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないようにする措置については審査項目3を、利用規約の作成等については審査項目5Aを参照。)、適切であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、「見逃し番組サービス」と「過去番組サービス」を統合することとなっており、利用者から対価を得て業務を実施する旨が明確に示されており(料金の特例措置、利用規約の作成等については審査項目5Bを参照。)、適切であると認められる。

(2)サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案第 20 条第 1 項においては、利用者保護の観点から、 2 号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表し、その内容を利用者に明示することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

ただし、協会回答においては、既存の業務についてサービスの統廃合を行うこととされており、利用者の利益を不当に害することのないように、インターネット活用業務の既存業務の効率化については、令和2年度の実施計画等において方向性及び内容を明らかにすることが求められる。

B) 2号有料業務

本案第 25 条第 1 項においては、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、その内容を利用者に明示することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

(3) インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項 について必要な措置を講ずるものであること

本案第 20 条第 3 項及び第 25 条第 1 項第七号並びに第八号においては、現行の実施基準と同様、個人情報等の保護について必要な措置を講ずるものとしているとともに、新たに非特定視聴履歴(特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。) を含む視聴関連情報を個人情報として適切に取り扱う旨を定めており、適切であると認められる。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

本案第 40 条第 1 項及び第 2 項においては、 2 号受信料財源業務及び 2 号有料業務の実施に当たって、現行の実施基準と同様、利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものとしているとともに、利用者からの意見・苦情等の内容については、実施計画の策定、実施状況の評価及び業務の改善を図るための措置の実施に当たって適切に考慮し、審査・評価委員会にその概要を報告する旨を新たに定めており、適切であると認められる。

(5)サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

ガイドラインにおいては、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることを求めている。

本案第 14 条第5項及び第 22 条第5項においては、2号受信料財源業務及び2号有料業務の実施に当たって、現行の実施基準と同様、サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件として、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由無く対象を限定することのないよう努めることとされているが、これを明確なものとするため、提供する端末機器及びソフトウェアの種別等の概要について、実施計画において記載することが求められる。

- 7. 施行規則第 12 条の 2 で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められているこ と
- (1)インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適 正かつ明確に定められていること
 - A) 利用者からの意見・苦情等への対応(新規審査項目)

本案においては、2号受信料財源業務及び2号有料業務の実施に当たって利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものとした上で(審査項目6(4)参照。)、当該措置について明確に定められており、適切であると認められる。

B)外部事業者や民間事業者からの意見・苦情等への対応(新規審査項目)

本案においては、外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応について必要な措置を講ずるものとした上で(審査項目1(4)参照。)、当該措置について明確に定められており、適切であると認められる。

なお、総務省意見募集において、理解増進情報の範囲については、恣意的な拡大がなされないよう厳格な運用を求める意見が寄せられており、協会回答においても、令和2年度中に競合事業者等の意見を聴き、審査・評価委員会に報告すること等としている。これを踏まえ、協会においては、理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うことが求められる。

- (2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること
 - A) 区分経理の実施方法について適正かつ明確に定められていること 本案においては、施行規則に従い、
 - ア 2号受信料財源業務及び3号受信料財源業務に係る経理は一般勘定に、2号有料業務及び3号有料業務に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理すること(第42条第1項)
 - イ 受信料財源業務に係る経理については、常時同時配信等業務に係る費用、2号 受信料財源業務に係る費用及び3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは 区分してそれぞれ整理すること (第42条第2項)
 - ウ 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用及び3号有料業務に 係る費用を他の業務とは区分して整理すること(第42条第3項)

とされており、適切であると認められる。

B)費用の整理に関する計算方法について、次の①~③に掲げる事項を実施計画において定める旨が適正かつ明確に定められていること(新規審査項目)

本案第 42 条第 5 項においては、施行規則に従い、費用の整理に関する計算方法について、以下の事項を実施計画で定めることとされている。

- ①勘定科目の細目ごとの費用と業務の対応関係
- ②勘定科目の細目ごとの直課又は配賦の別
- ③費用を配賦する場合、勘定科目の細目ごとの配賦基準

ただし、常時同時配信等、新たに実施する業務について、上記①~③の適切性を将来に渡って確保すべきことに鑑みて、費用の整理に関する計算方法については、直課できるものは直課することを原則としつつ、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に応じ、より適切なものとなるように見直しを行うことが求められる。

C) 費用明細表の作成(新規審査項目)

本案においては、施行規則に従い、

- ア 毎事業年度の開始前及び終了後に、当該年度に実施する、又は実施したインターネット活用業務の費用をA・Bのとおり整理し、施行規則に定める様式にしたがって費用明細表を作成する(第42条第6項)
- イ 令和2年度に係る費用明細表には、オリンピック・パラリンピック東京大会に 係る業務の実施予定額に係る費用について、その内訳を併せて表示する(附則第 4条第5項)

こととされており、適切であると認められる。

D) インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること (新規審査項目)

本案においては、施行規則に従い、

- ア 事業年度開始前の費用明細表は実施計画において情報開示し、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法は、実施計画に添付すること(第42条第7項)
- イ 事業年度終了後の費用明細表は財務諸表の説明書において情報開示し、当該費 用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法は、財務諸表の説明書に記 載すること(第42条第7項)

とされており、適切であると認められる。

なお、本案附則第5条においては、予算執行時に費用上限を超過した場合に、他の項からの予算流用を行う旨を定めているところ、会計上の透明性確保の観点から、当該業務に要した費用について施行規則に定める様式の費用明細表に準じた形式で、記載可能な費用の明細を記載した上で、公表することが求められる。

E)区分経理の実施の適正を確保するための措置について適正かつ明確に定められていること (新規審査項目)

本案においては、

- ア インターネット活用業務に係る費用について、実施計画で定めた計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施すること (第42条第8項)
- イ 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行い、検証・見直しの実施結果及び配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表すること(第42条第9項)

とされており、適切であると認められる。

F)事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること(有料業務に適用)

本案においては、

- ア 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表すこと(第 44 条 第 1 項)
- イ 繰越欠損金の解消後の有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、翌期以降の業務実施のために必要と判断される範囲で繰り越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行うこと(第44条第2項)とされており、適切であると認められる。
- (3) 法第 20 条第 13 項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること (新規審査項目)

本案においては、

- ア 各事業年度の終了後、サービスの利用状況に関する情報及び収支実績を含む実施 計画の実施状況を取りまとめるとともに、これについて評価を行い、それを協会の ウェブサイトに掲載して公表すること(第8条第1項)
- イ インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、審査・評価委員会を置くこと(第9条第1項)
- ウ 実施計画の策定及びその実施状況の評価に当たっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての 適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重すること(第9条第3項)
- エ 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料及びその他の資料は、協会のウェブサイトにおいて、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表すること(第9条第6項)

とされており、適切であると認められる。

(4)(3)による評価の結果も踏まえた法第20条第17項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項(新規審査項目)

本案においては、

- ア インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、(3)の評価の結果も踏まえて評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含む当該業務の改善を図るための措置を講ずること (第8条第2項)
- イ インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価の在り方については、審査・ 評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直すこと(第9条第5項) とされており、適切であると認められる。

Ⅳ 結論

以上の審査結果に基づき、本案の認可申請について、次の事項が適切に履行されることを条件として、これを認可することが適当であると考える。

- 1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で 有効なものとなるように取り組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果について は、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めるこ と。
- 2. 本案第 10 条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。
- 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して、本案附則第4条第6項に基づき メッセージを表示せずに常時同時配信を行う「関連番組」については、受信料制度の趣旨 及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすること。
- 4. 本案附則第2条第1項の令和元年度中の放送中番組の提供については、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施すること。
- 5. 本案附則第2条第2項に基づく令和2年4月1日からの放送中番組の具体的な提供時間 等については、本案第17条第1項において費用の上限を設定している趣旨を没却すること がないよう、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ、実施計画において定める こと。
- 6. インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、 令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。
- 7. 有料業務の収支バランスについて、本案の別添2において示された見込みに比して悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずること。
- 8. インターネット活用業務の既存業務の効率化について、令和2年度の実施計画等において方向性及び内容を明らかとすること。
- 9. 本案第 14 条第 5 項の放送番組等の提供に関し、提供する端末機器及びソフトウェアの種 別等の概要については、実施計画において記載すること。
- 10. 本案第5条の理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うこと。

- 11. 本案附則第5条に基づき予算の流用を行った場合における同条各号に掲げる業務に要した費用の令和2年度の業務報告書への記載及び公表は、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表第3号の2の費用明細表に準じた形式で、記載可能な費用の明細を記載して行うこと。
- 12. 費用の整理に関する計算方法について、直課できるものは直課することを原則としつ つ、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に応じ、より適切なものとなるよう見直 しを行うこと。

2号受信料財源業務の費用の上限及び市場競争への影響についての考え方

- 1(2)市場の競争を阻害しないこと
- 4(1)受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

本案においては、

- ①2号受信料財源業務の実施に要する費用について、「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」の実施に要する費用を除き、「受信料収入の2.5%」⁷を上限とすること (第17条第1項)
- ②上記の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体及び財産の保護が必要な緊急 事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、 「受信料収入の 2.5%」を超過する場合があること(第 17 条第 3 項)
- ③「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」の実施に要する費用については、 上限を20億円とすること(附則第4条第4項)
- ④令和2年度に新規で行うインターネット活用業務のうち、以下に掲げるものを円滑に実施するため、予算執行時に「受信料収入の2.5%」を超過することがあり、その場合には超過額を3億円以下とすること(附則第5条)
 - ・見逃し配信による地方向け放送番組の提供に係るもの
 - ・自動翻訳技術による字幕を用いて、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の英語以 外の言語による理解増進情報を提供するもの

を規定している。

以下では、2号受信料財源業務の費用の上限及び市場競争への影響について、認可要件に照 らして検討を行う。

(1)費用の上限の明確性(4(1)関係)

本案では、以上のとおり、2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限について、明確に 定められていると認められる。また、令和2年度に新規に実施する業務を円滑に実施するため、 3億円を上限として予算の流用を可能とする措置(附則第5条)については、費用の上限を「受 信料収入の2.5%」とした趣旨を著しく逸脱するものではないと考えられる。

ただし、本案第 17 条第 3 項においては、大規模災害など国民の生命、身体及び財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大した場合には、「受信料収入の 2.5%」を超過することとしているが、本案第 17 条第 1 項において費用の上限を設定している趣旨を没却することがないよう、附則第 2 条第 2 項に基づく令和 2

⁷ 令和元年度予算において、受信料収入は 7,032 億円であり、その 2.5%は 175.8 億円に相当する。

年4月1日からの同時配信の提供時間等の設定に当たっては、利用者の増加等に応じた費用の 状況を踏まえつつ行うことが求められる。

また、本案に基づき新たなインターネット活用業務を実施することにより、受信料収入の 2.4%となっている令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲を超えることとなる場合、利用者の増加等が見込まれる令和2年度には受信料収入の 2.5%となる費用の上限を維持することが困難となるおそれがあることから、令和元年度中の放送番組の提供は、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施することが求められる。

(2)費用の上限の適切性(4(1)関係)

本案第 17 条第 1 項においては、常時同時配信の段階的な実施や、既存業務の合理化等を通じ、費用の上限について従来の「受信料収入の 2.5%」を維持することとしており、一定の合理性が認められる。

また、本案の別添 1 においては、「受信料収入の 2.5%」の枠外で費用の管理をすることとした東京オリパラ大会関係の業務についても、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会の際に、専用ウェブサイトで情報提供を行った実績を元に、我が国が開催国であることを踏まえた東京オリパラ大会に関する情報提供の充実を想定しているほか、開催国の放送機関として万全のセキュリティ対策を講じることが必要であることからセキュリティ対策費等を計上した見積りであり、一定の合理性が認められる。

(3) 市場競争への影響(1(2)関係)

本案においては、上記のとおり、「受信料収入の 2.5%」を引き続き費用の上限としており、支出規模に一定の制限が設けられているほか、新たに実施することとされた常時同時配信等についても、

- ア 常時同時配信については、令和2年4月1日から当分の間、提供時間を限定して実施することとしていること
- イ 見逃し配信については、インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大する中、民間 放送事業者による見逃し番組配信も現に行われているところ、協会が実施する見逃し配 信は受信料財源で行われるものであり、民間放送事業者による広告収入で行われるコン テンツ配信市場に直ちに影響するものではないこと

から、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

また、東京オリパラ大会に関し、専用ウェブサイト等で行う情報提供については、基本的には協会と民間放送事業者等が事前に調整の上、配信を行うものであり、協会が民間放送事業者等との事前調整の結果にしたがって実施する限りにおいては、市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

2号有料業務の収支に関する考え方

施行規則においては、一般勘定と有料インターネット活用業務勘定を区分して整理することとされており、本案第43条においては、有料業務の実施に当たって、単年度又は複数年度で収支相償することとしている。

有料業務の累積収支は、平成30年度末の段階で約70億円の赤字となっており、有料業務の 累積収支の赤字が解消されなければ、実質的には受信料財源により賄われることとなるため、 本案の審査に当たっては、有料業務の累積収支の見通しについても検討が必要である。

本案においては、2号受信料財源業務として見逃し配信の提供を開始することに伴い、従来 2号有料業務として提供されてきた「見逃し番組サービス」と「過去番組サービス」を統合し てワンサービス化することとしている。

本案の別添2によれば、ワンサービス化による収入の減少の影響から、令和2年度から令和4年度にかけては累積収支の赤字が約1億円拡大することが見込まれているものの、令和5年度には単年度収支が相償となり、中期の累積収支の改善を目指すこととされている。

また、本案第45条第2項において、毎年度収支等を踏まえてサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされている。

協会によって示された収支見通しのとおり推移すれば、累積収支の悪化は一定の範囲にとどまるが、ワンサービス化の影響等により本案の別添2において示された見通しよりも収支バランスの悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支の改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずることが求められる。